

(別記様式第1号)

| | |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和元年度 |
| 計画主体 | 富津市 |

富津市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 富津市建設経済部 農林水産課
所在地 富津市下飯野2443
電話番号 0439-80-1284
FAX番号 0439-80-1350
メールアドレス mb019@city.futtsu.chiba.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|---|
| 対象鳥獣 | イノシシ・ニホンザル(アカゲザル・交雑種) ・ニホンジカ・キョン・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ウサギ・カラス・スズメ・ムクドリ・ヒヨドリ・ドバト・カルガモ・カワウ・サギ |
| 計画期間 | 令和2年度～令和4年度 |
| 対象地域 | 富津市全域 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成30年度)

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | |
|------------------|-------------------------------|-------------------|
| | 品目 | 被害数値 |
| イノシシ | 水稲、豆類、果樹、野菜、 いも類、その他、特用林産物 | 10,183 千円、10.92ha |
| ニホンザル(アカゲザル・交雑種) | 水稲、豆類、果樹、野菜、 その他、特用林産物 | 5,352 千円、2.90ha |
| ニホンジカ | 水稲、果樹、飼料作物、 野菜、その他、特用林産物 | 3,888 千円、3.41ha |
| キョン | | -千円、-ha |
| ハクビシン | 水稲 | 180 千円、0.10ha |
| アライグマ | 豆類 | 9 千円、0.20ha |
| タヌキ | | -千円、-ha |
| ウサギ | | -千円、-ha |
| カラス | 野菜 | 679 千円、0.52ha |
| スズメ | 水稲 | 1,055 千円、0.90ha |
| ムクドリ | | -千円、-ha |
| ヒヨドリ | 野菜 | 25 千円、0.07ha |
| ドバト | | -千円、-ha |
| カルガモ | | -千円、-ha |
| カワウ | | -千円、-ha |
| サギ | | -千円、-ha |

(2) 被害の傾向

富津市における鳥獣の農林産物被害は、山間部の多い天羽地区が中心であり、大佐和地区や富津地区にも被害が拡大、増加している。

イノシシ

1年を通して水稻、野菜等の農作物被害のほか、法面、畦畔等の掘り起こし被害が増加している。

ニホンザル、ニホンジカ

天羽地区において春から秋にかけて、水稻、野菜、果樹等の被害が発生している。また、マダニ、ヤマビル被害も増加傾向にある。

キョン、ウサギ

天羽地区での被害報告がある。

ハクビシン、アライグマ、タヌキ

春から秋にかけて市内全域で被害が発生している。また、農作物被害のほか、家屋侵入等による生活環境被害が増加している。

ヒヨドリ

春から秋にかけて、市内全域の野菜に被害が発生している。

カラス、スズメ、ドバト、カルガモ、サギ

市内全域で1年を通して水稻及び畑作物全般に少ないながら被害が発生しており、特に春から秋にかけての被害が集中している。30年度ではカラス、スズメの被害が発生した。

カワウ

1年を通して内水面の魚種を中心に被害がある。

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値（平成30年度） | | 目標値（令和4年度） | |
|------------------|-------------|---------|------------|--------|
| イノシシ | 10,183千円 | 10.92ha | 8,146千円 | 8.73ha |
| ニホンザル（アカゲザル・交雑種） | 5,352千円 | 2.90ha | 4,281千円 | 2.32ha |
| ニホンジカ | 3,888千円 | 3.41ha | 3,110千円 | 2.72ha |
| キョン | -千円 | -ha | 0千円 | 0ha |
| ハクビシン | 180千円 | 0.10ha | 144千円 | 0.08ha |
| アライグマ | 9千円 | 0.20ha | 7千円 | 0.16ha |
| タヌキ | -千円 | -ha | 0千円 | 0ha |
| ウサギ | -千円 | -ha | 0千円 | 0ha |
| カラス | 679千円 | 0.52ha | 543千円 | 0.41ha |
| スズメ | 1,055千円 | 0.90ha | 844千円 | 0.72ha |
| ムクドリ | -千円 | -ha | 0千円 | 0ha |
| ヒヨドリ | 25千円 | 0.07ha | 20千円 | 0.05ha |
| ドバト | -千円 | -ha | 0千円 | 0ha |
| カルガモ | -千円 | -ha | 0千円 | 0ha |
| サギ | -千円 | -ha | 0千円 | 0ha |
| カワウ | -千円 | -ha | 0千円 | -ha |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>富津市有害鳥獣対策協議会に委託し、銃器、箱わな、くくりわなによる捕獲を実施</p> <p style="text-align: center;">箱わな購入</p> <p>平成28年度 イノシシ 12基</p> <p>平成29年度 イノシシ 31基 サル 1基</p> <p>平成30年度 イノシシ 13基</p> <p style="text-align: center;">わな免許取得経費補助</p> <p>平成28年度 2名 平成29年度 4名 平成30年度 1名</p> | <p>捕獲隊員の高齢化が進んでいることから、イノシシ等の大型獣の埋設に苦慮しており、また、埋設場所の確保も大変困難になってきている。</p> |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <p>鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、防護柵を設置</p> <p>平成28年度 電気柵 13, 326m ワイヤーメッシュ 18, 353m</p> <p>平成29年度 電気柵 3, 732m ワイヤーメッシュ 12, 573m 金網柵 5, 698m</p> <p>平成30年度 電気柵 6, 819m ワイヤーメッシュ 36, 181m 金網柵 3, 775m</p> | <p>防護柵を設置することにより、有害獣の侵入を防ぐことはできたが、その個体が別地域へ移動することにより、新たな被害農地が発生している。</p> <p>また、イノシシの被害防止対策を行った地区での別獣種の被害（シカ・キョン）も多発している。集落単位での協同防除の推進を図る必要も考えられる。</p> |

(5) 今後の取組方針

市民に有害鳥獣対策に対する正しい知識と共通認識を普及させ、防護柵の協同設置による効率的な農作物被害の防止、捕獲担い手を確保するため狩猟免許の推進、野生鳥獣の住みにくい環境整備活動など総合的に取組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

富津市有害鳥獣対策協議会の構成団体である捕獲隊による捕獲を継続して行う。捕獲隊は君津猟友会富津支部及び富津市有害獣わな駆除会からの推薦者で構成する。
鳥獣被害対策実施隊員に7名を委嘱、うち3名を捕獲隊員として指名

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|--|--|
| 令和2年度 | イノシシ・ニホンザル（アカゲザル・交雑種）・ニホンジカ・キョ | 捕獲隊との連携強化 狩猟免許の取得を促進し、担い手の確保育成 わなの整備、大型わなの新規導入 わな講習会の開催 |
| 令和3年度 | ン・ハクビシ ン・アライグ マ・タヌキ・ ウサギ・カラ ス・スズメ・ | |
| 令和4年度 | ムクドリ・ヒ ヨドリ・ドバ ト・カルガモ ・サギ・カワ ウ | |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

過去の捕獲実績、被害地域からの出没状況及び被害状況の聞き取り、千葉県第二種特定鳥獣管理計画、特定外来生物防除実施計画等を勘案のうえ、設定している。

| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 | | |
|------------------|--------|-------|-------|
| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| イノシシ | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| ニホンザル(アカゲザル・交雑種) | 250 | 250 | 250 |
| ニホンジカ | 1,500 | 1,500 | 1,500 |
| キョン | 50 | 50 | 50 |
| ハクビシン | 500 | 500 | 500 |
| アライグマ | 500 | 500 | 500 |
| タヌキ | 500 | 500 | 500 |
| ウサギ | 100 | 100 | 100 |
| カラス | 200 | 200 | 200 |
| スズメ | 700 | 700 | 700 |
| ムクドリ | 100 | 100 | 100 |
| ヒヨドリ | 100 | 100 | 100 |
| ドバト | 100 | 100 | 100 |
| カルガモ | 100 | 100 | 100 |
| カワウ | 100 | 100 | 100 |
| サギ | 50 | 50 | 50 |

| 捕獲等の取組内容 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ 被害の多い地域又は被害の拡大しつつある周辺にわなを重点的に設置する。また、狩猟期間以外に月2回程度、銃器による一斉駆除を行う。 ・ニホンザル（アカゲザル・交雑種） 市街地を除く被害地域で、銃器による捕獲を随時行う。ただし、コアエリアを除く。 ・ニホンジカ 被害の多い地域又は被害の拡大しつつある地域周辺にくくりわなを重点的に設置する。 ・キョン、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、ウサギ わな及び銃器による捕獲を行う。 ・カラス、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト、カルガモ、サギ 市街地を除く被害地域で、銃器による捕獲を随時行う。 ・カワウ 被害の集中している湊川上流部において銃器による捕獲を行う。 |

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| 該当なし | |

必要に応じ千葉県と協議する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | | | | |
|--------------------------------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
| | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
| イノシシ・ニホンジカ・キョン・ハクビシン・アライグマ・タヌキ | 物理柵 | 15,000m | 物理柵 | 15,000m | 物理柵 | 15,000m |
| | 電気柵 | 5,000m | 電気柵 | 5,000m | 電気柵 | 5,000m |

(2) その他被害防止に関する取組

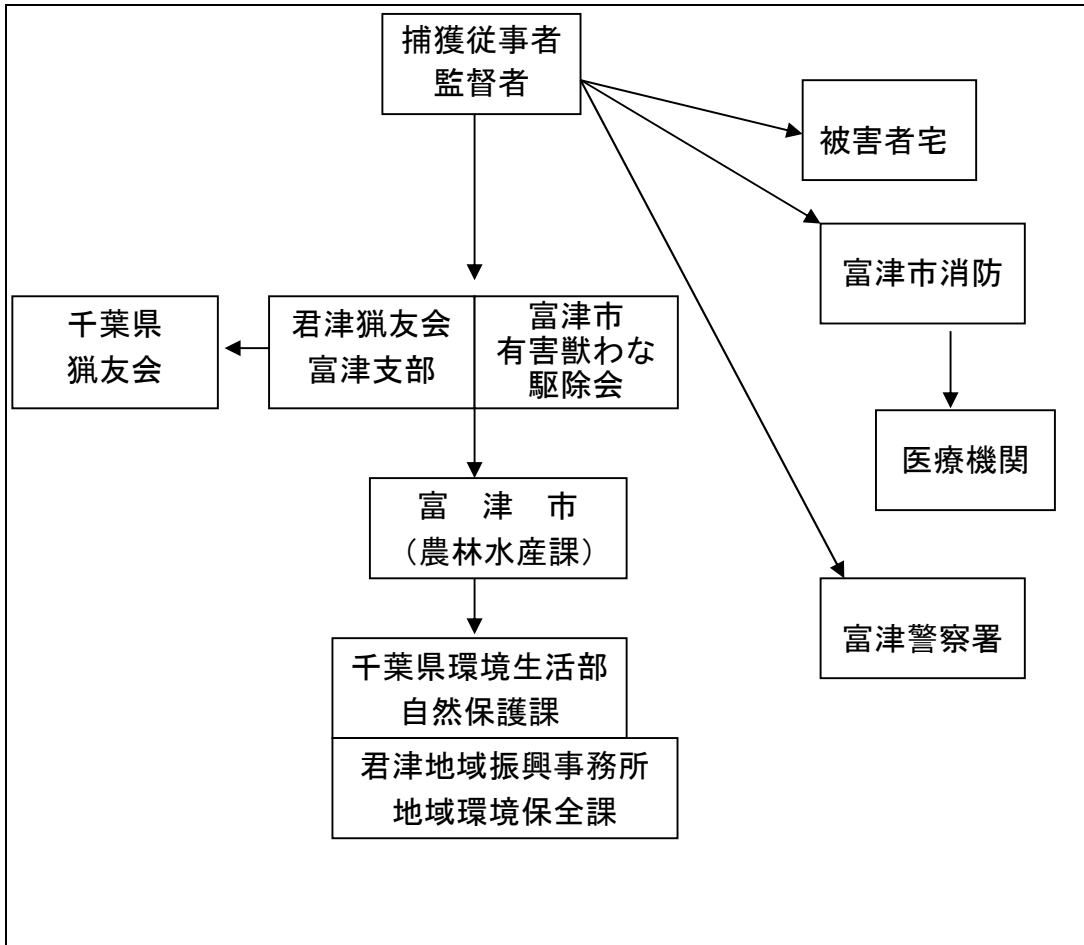
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|-------|---|--|
| 令和2年度 | イノシシ・ニホンザル(アカゲザル・交雑種)・ニホンジカ・キョン・ハクビシン・アライグマ・タヌキ・ウサギ・カラス・スズメ・ムクドリ・ヒヨドリ・ドバト・カルガモ・サギ・カワウ | 関係機関と協議を重ね有効策の検討をするとともに、集落全体で緩衝帯の設置及び放任作物の除去を図り、被害防止に向け取り組む。 |
| 令和3年度 | | |
| 令和4年度 | | |

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|--------------|----------------------|
| 千葉県 | 狩猟及び有害鳥獣捕獲の指導、規制 |
| 富津市 | 有害鳥獣捕獲の指導及び情報提供 |
| 富津警察署 | 有害鳥獣関連情報の提供と違法捕獲の取締り |
| 富津市消防署 | 対象鳥獣による傷病情報の提供 |
| 富津市鳥獣被害対策実施隊 | 有害鳥獣の捕獲と防除方法の指導 |
| 君津猟友会富津支部 | 有害鳥獣の捕獲 |
| 富津市有害獣わな駆除会 | 有害鳥獣の捕獲 |

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設処分、食肉利用、適切な処理施設での焼却処分

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食肉利用とするものは原則として自家消費をする場合に限定し、食品として販売するものは、適切な処理を行うよう指導をする。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 富津市有害鳥獣対策協議会 |
|------------------|---------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 富津市（農林水産課・環境保全課） | 鳥獣被害防止計画の作成、協議会事務局 |
| 君津市農業協同組合 | 被害状況等の情報提供 |
| ぼうそう農業共済組合 | 被害状況等の情報提供 |
| 千葉県森林組合君津支所 | 森林被害調査と情報提供 |
| 有害獣対策指導員 | 被害状況等の情報提供・被害防止対策指導 |
| 鳥獣保護管理員 | 有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣の保護 |
| 地元区代表 | 鳥獣被害及び出没情報提供 |
| 富津市有害鳥獣捕獲隊 | 有害鳥獣の捕獲及び出没情報提供 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|---------------------------------|--------|
| 千葉県 | 指導及び助言 |
| 天然記念物「高宕山のサル生息地」のサルによる被害防止管理委員会 | 情報交換 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

富津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成27年4月制定）により、平成27年4月1日に実施隊を設置。実施隊員は7名（富津市職員4名、民間隊員3名）。主な活動内容は、富津市鳥獣被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等のほか、鳥獣被害防止対策に関することを行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本計画に記載のない鳥獣による被害等が発生した場合および被害対策目標・方法等に重要な変更が生じた場合は、その都度関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努める。
単独市町村での被害対策には限界があり、近隣市町村との情報を交換、共有し、特に捕獲に関しては広域的な防除を検討する必要がある。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲した鳥獣は、地域資源として食肉活用することが望ましく、鳥獣の解体に精通した者を中心に、食肉活用推進体制の整備に努める。
近年、住宅地に出没する鳥獣が多数報告されているため、隣接する他市町の協議会、千葉県との情報交換し、被害をもたらす鳥獣の住処となる耕作放棄地の解消及び森林環境整備を進める。